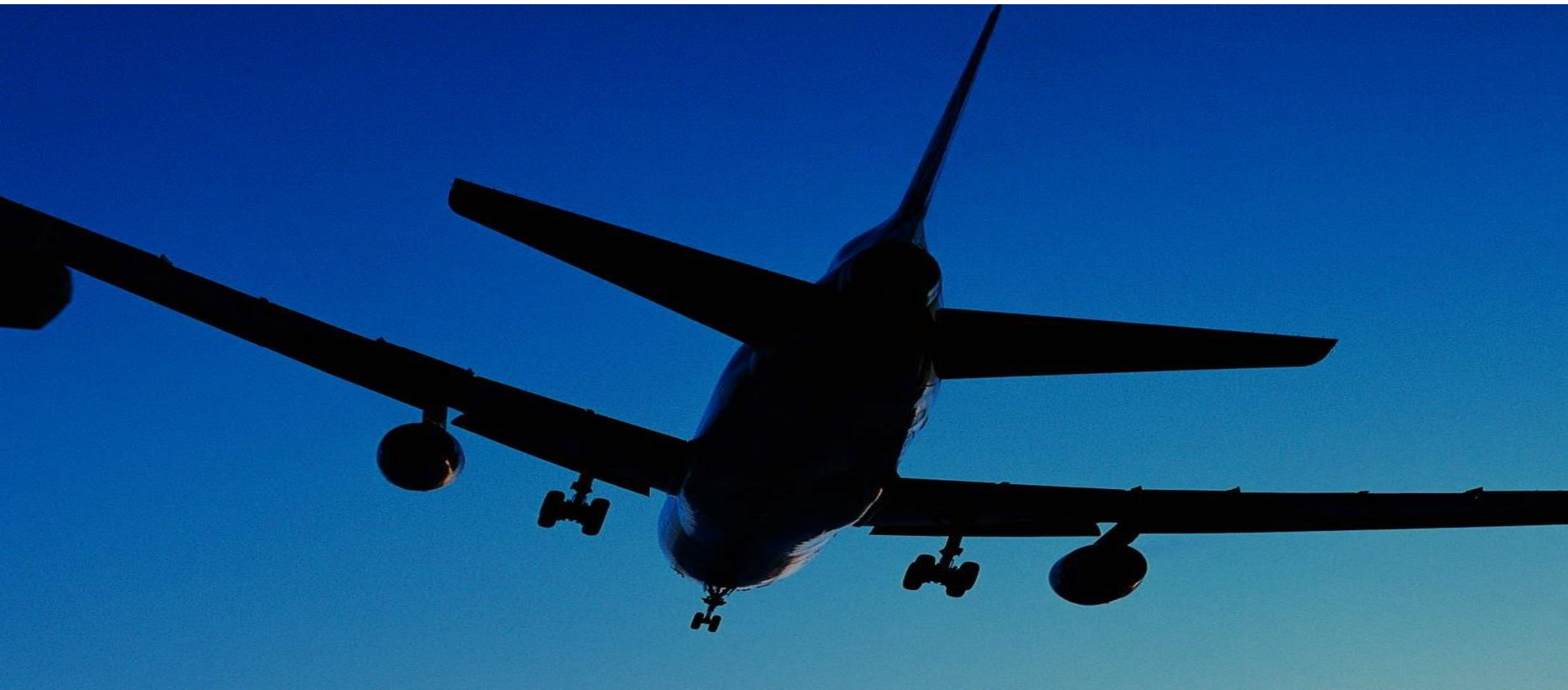


# 外国出願補助金説明資料



平成30年6月27日

一般社団法人 沖縄県発明協会

平成30年度 中小企業等外国出願支援事業

### 【目的】

- 海外市場での販路開拓や円滑な営業展開、また模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要です。
- 沖縄県発明協会では、外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、特許庁の補助を受け、外国出願に要する費用を助成します。

### 【募集期間・審査等】

- 募集期間 平成30年7月16日(月)～8月17日(金)締切
  - 審査委員会：平成30年8月末～9月上旬開催予定
- ※応募企業は審査会にてプレゼンテーションをおこなって頂きます。

### 【応募者の要件】

- 中小企業者または中小企業者で構成されるグループ（みなし大企業は除く）
- 地域団体商標の出願に限った商工会議所、商工会、NPO法人



- 個人事業主
- × 一般社団法人
- × 学校法人
- × 大企業のグループ会社

### 【対象出願の要件】

- 申請時にすでに日本国特許庁に行っている出願（特許、実用新案、意匠または商標出願）を基礎として、採択後、平成30年12月末までに外国出願を完了すること



#### 【基礎出願があること】

- 日本国内へ出願していること
- 同じ内容を外国へ出願の予定であること
- 権利者と補助金の申請者が同じであること（※権利者が個人で申請者が法人の場合は申込不可となります。）
- 同一企業が、商標Aと商標Bを同一国へ出願する場合であっても、申請書は必ず分けて作成すること

#### 【特許・実用新案・意匠】

- 日本国内へ出願し1年以内の外国出願
- PCT出願してから30か月以内の外国出願

#### 【商標】

- 日本国内へ出願/登録した商標
- △ 日本語商標の表記を外国語にした商標
- × 日本とは異なる区分へ出願する商標

#### 【対象経費】

- 外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用、国際商標出願手数料・費用、国際意匠出願手数料・費用、振込手数料・送金手数料・中継銀行手数料、(カナダや欧州へ特許出願の場合は出願維持年金が補助対象となる場合があります。)

#### 【全般に】

- ×先行調査費用
- ×日本国内への出願費用

#### 【特許】

- ×PCT出願費用

#### 【国際商標出願手数料・費用、意匠の国際登録出願手数料・費用】

- ×うち日本国特許庁（本国官庁）へ納付する手数料
- うち国際事務局(WIPO)へ納付する国際手数料

#### 【対象となる段階】

- 出願
- 審査（出願と同時のもの）
- ×中間処理  
（拒絶理由通知等への対応）
- ×登録


※特許事務所へ見積りを行う際は、登録段階までかかる費用を確認することが望ましい

補助率

実績額の 1 / 2

補助額

特許 150万円  
(1案件あたり上限)  
意匠・商標・実用新案  
60万円  
(1案件あたり上限)  
冒認対策商標 30万円  
(1案件あたり上限)



### 【計算例】

・特許 1 件を3か国へ出願

全体250万円 ⇒ 125万円を補助

・特許2件を各3か国へ出願

全体500万円 ⇒ 250万円を補助

・商標 2 件を各3か国へ出願

全体100万円 ⇒ 50万円を補助

※ 1 企業あたりの上限：300万円  
複数案件の出願、特許と商標を合  
せて出願することも可能

### ■ 申込～審査 段階

- ① まだ出願してはいけない
- ② 早めに見積をとる／為替変動を念頭に置く
- ③ 先行調査をしっかりと行う ※拒絶の可能性あり

### ■ 採択～出願～補助金交付 段階

- ① 12月末までに出願を完了すること
- ② 精算やり取りを円滑に行う

別紙、平成30年度 中小企業等外国出願支援事業 募集ご案内の2ページ目、採択後～精算時に必要となる書類欄をご確認下さい。

## ■ 必要書類

## 申請書

様式第1-1 (特許、実用新案、意匠及び商標(登録特許商標以外)の申請用) …… 年 月 日

一般社団法人 特許権者協会  
会長 日 氏にて

申請書 住所 〇  
名称 〇 自然人名義にて  
及び代表者の氏名 〇 印

平成 〇 〇 年度中小企業知財推進補助金交付申請書  
(中小企業等外国出願支援事業)

関係補助金交付申請書

〇 中小企業知財推進補助金交付申請書(中小企業等外国出願支援事業)第6次第1項の規定に基づき、上記関係補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化後、適正化後特許等、中小企業知財推進補助金交付申請書(中小企業等外国出願支援事業)(平成29年3月28日付付20170310特第3号)及び中小企業知財推進補助金交付申請書(中小企業等外国出願支援事業)(平成29年3月28日付付20170310特第6号)の定めるところに従うことを承認の上申請します。

記

1. 申請者種別 (いずれかに〇)

<input type="checkbox"/> 個人
<input type="checkbox"/> 個人事業主
<input type="checkbox"/> 事業体非営利等
<input type="checkbox"/> 商工会、商工会議所
<input type="checkbox"/> NPO法人

2. 申請者の形態

発行者	代表者
内 <input type="checkbox"/> 個人	

【確認事項 (口にチェック)】

〇 大企業は営業時に経営に参画していない(ただし大企業に該当しない)。  
※ 大企業が営業時に経営に参画している場合は、次に掲げる事項に該当する旨をいう。  
・ 大企業が専断で発行済株式総数の2分の1以上を所有又は支配している。  
・ 大企業が専断で発行済株式総数の2分の1以上を所有又は支配している。  
・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

3. 申請案件種別 (いずれかに〇)

申請案件種別	申請案件種別
<input type="checkbox"/> (特許) 特許出願	<input type="checkbox"/> (特許) 特許出願
<input type="checkbox"/> (特許) 特許出願	<input type="checkbox"/> (特許) 特許出願
<input type="checkbox"/> (特許) 特許出願	<input type="checkbox"/> (特許) 特許出願
<input type="checkbox"/> (特許) 特許出願	<input type="checkbox"/> (特許) 特許出願

敬ページ

1 法人登記簿謄本等の写し (個人事業者の場合は、住民票の写し)

4 決算報告書 (直近2期分)

2 会社の事業概要

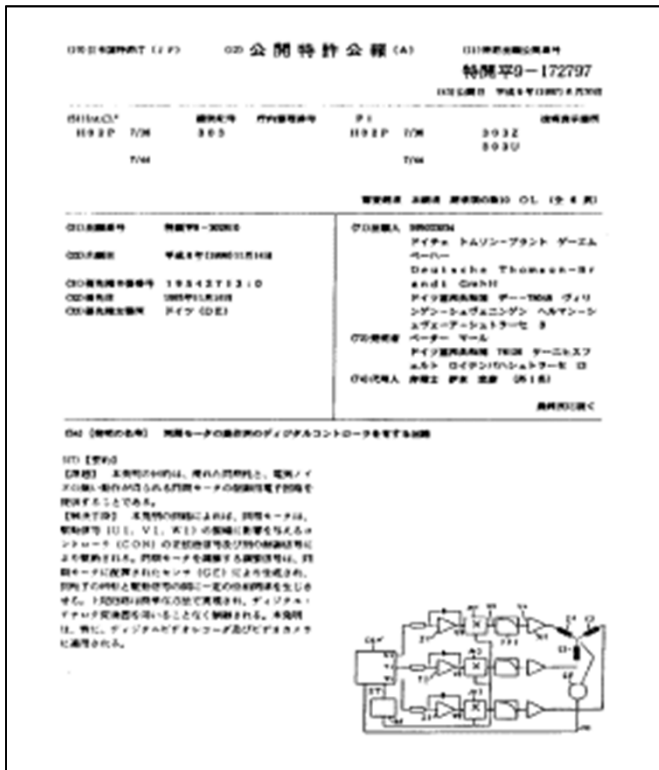
5 役員等名簿

3 特許事務所等の協力承諾書

6 出願の見積書

## ■ 必要書類

7 基礎となる出願書類の写し



8 先行調査の結果 (実施結果を添付) (特許)

- 日本国内の先行技術調査結果 (日本国内特許出願中の場合)
- PCTの国際調査結果
- 日本国内で特許査定を受けている場合は、その通知ないし特許証

(商標)

- 出願先国の商標データベース等にて検索をした結果

(注) 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-Plat Pat (特許情報プラットフォーム) による検索結果の写し、PCT出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が可能(先行技術調査報告書の入手には時間がかかりますので、ご注意ください)

